

美濃加茂市建築物等における県産材利用推進方針

(目的)

第1条 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画に即して、法第12条第2項各号に規定する事項を定め、建築物等の岐阜県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築、脱炭素社会の実現、林業・木材産業の振興、森林整備の促進等に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先して整備する市有施設及び市施工の土木事業において、岐阜県産の木材を可能な限り利用するよう努める。また、市内の公共建築物以外の建築物等において、木造化及び木質化、木製品の利用が促進されるよう働きかけるものとする。

(市有施設における木材の利用の目標)

第3条 市有施設の建設に当たっては、次に掲げるものを除き、公共建築物及びこれに属する工作物は、原則として木造化に努める。

- (1) 建築基準法等の法令その他の施設の設置基準等により、木造化することが困難な施設
- (2) 施設の用途、保安、維持管理等の特殊性により、木造化することが困難な施設
- (3) その他木造化することに困難な理由があるもの

2 市有施設の建設及び改修に当たっては、木造・非木造に関わらず、可能な限り木質化に努める。

3 木造化及び木質化の実施に当たっては、原則として岐阜県産木材を使用する。

(市有施設の備品及び消耗品)

第4条 市は、市有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、岐阜県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(市有施設の暖房器具等)

第5条 市は、市有施設において、暖房器具、ボイラー等を設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(市施工土木工事等の木材利用)

第6条 市は、市施工の土木工事及び市有施設の外構工事においては、間伐材等の岐阜県産木材及び岐阜県産木材を用いた製品を積極的に使用する。

(公益法人等への要請)

第7条 市は、公益法人等が行う施設の整備及び土木工事について、この方針の目的を踏まえて、積極的な岐阜県産木材の利用を要請する。

2 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。
(PR及び普及)

第8条 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。

2 市有施設の管理者は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(コスト縮減への留意)

第9条 この方針の運用に当たっては、コスト縮減に取り組む必要性に留意する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年8月1日から施行する。

(旧告示の廃止)

2 美濃加茂市公共施設等における県産材利用推進方針（平成24年美濃加茂市告示第50号）は、廃止する。